

道路工夫表彰規程と我等の使命

道路工夫代表生

一、道路愛護觀念の缺乏

道路愛護ハ文化ノ普及並ニ産業ノ興隆ニ至大ノ關係アリ。特ニ本縣ハ地勢上地方開發ハ一ニ之レカ整備ノ如何ニ擊ルト謂フモ過言ニ非ス。從來縣ニ於テハ國道府縣道ノ改良維持ニ銳意力ヲ盡シツ、アルモ高速度交通機關ノ發達ハ日ト共ニ進ミ月ト共ニ發展スルニ對應シ延長六百餘里ノ國府縣道ノ改善ヲ期スルハ財經上容易ノ業ニ非ス。之カ爲地元市町村民ノ道路愛護ノ精神ニ基ク協力後援ニ俟タサルヘカラサルモノ尠カラス又此ノ日進ノ社會ニ處シ實生活上最モ緊要ナル道路ヲ層一層尊重愛護シ維持保全ニ官民一致協力シ其ノ改善ヲ圖ルハ地方ノ福利増進ヲ致ス所以ニシテ地元住民ノ當然ノ責務ト謂ハサルヘカラス。

道路法ニ於テ特別受益者負擔制度ヲ設ケタル所以モ實ニ此ノ趣旨ニ外ナラサルヲ以テ宜シク此等ノ趣旨ニ鑑ミ自治公共ノ精神ヲ發揮シ道路ノ維持保全ニ意ヲ用ヒ進ンテ道路愛護ノ良風ヲ作興スヘシ。

特ニ青年團在郷軍人會等ノ地方諸團體ニ於テ是等ノ事業ニ從事スルカ如キハ實ニ道路保全上推獎スヘキ一大美舉タルニ止マラス團體員ノ修養上社會奉仕ノ實蹟躬行トシテ極メテ恰好ノ措置ナリト信スルヲ以テ其ノ部内ニ普及スルトニ努メ以テ益々道路愛護ノ良俗ヲ擴張シ相率キテ其ノ實蹟ヲ舉ケ以テ交通機關ノ能率増進ヲ圖リ地方開發文化産業ノ發展ニ寄與スル所アラシムヘシ。

と情理相兼ねたる古今の名訓令を昭和七年三月二十六日

付にて、廣く縣下に發して道路愛護精神の發揚を希望力説した。

財經上容易の業に非ずと迄見榮も外聞もかき捨て、貧乏縣の眞狀を吐露し道德的社會奉仕の精神と同情とを一緒に集め様とこれ努めしが、然しその努力たるや餘りに酬いられず正直に道路愛護會及之に進すべきものを設立し、其の效果見るべきもの有りし處も無くも無いが、然し之は九牛の一毛にも及ばず一般人民の道路愛護觀念たるや實に薄く甚だ以てなげかわしい次第である。

道路愛護の良俗美風振作の實も擧らず、縣の財政も火の車以上の有様にして亦道路維持修繕費の如きもブルジョアの煙草錢に毛の生へし程の少額故、土木課當局の辛酸たるや、實に想像に餘り有り當局者もさぞや残念な事であると思ふ。

地獄の果も金次第と聞く、ましてや貧乏風の吹き荒むこのシャバに於て金が無くして何の仕事が出来ようぞ、道路損傷負擔金徴收規則や受益者負擔金制度を唯一の命の綱と

して道路の維持修繕改良を圖りつゝあるも、其の效果や極めて遅々として到底公衆の満足する處に至らず、こゝに於て我等道路工夫の責任や重且つ大になるのである身は如何に軽くとも我等の使命は非常に重くなるのである。

二、道路法第三九、四〇條の效果

馬鹿でも金さへ有れば出世の出来る世の中である。會社の重役にも代議士にも成れる。實に有難かりける世の中だが、然し若し不幸にして臍の緒を切りし家が古今の貧窮であつて見るがいゝ、それこそ有難くもない義務のみ澤山背負はされ一生ウラナリの南瓜の如き悲惨な生活をしなければならぬのである。

毎日新聞紙の社會面を賑す生活苦の果一家心中とか、可愛い娘を賣る等と謂ふ事は世の資産家等の到底想像だに出来ない事であつて、貧乏にして初めて理解する事が出来るのである。

誰しも金さへ有れば貧乏等はして居ない、金が無い許りに四苦八苦、借金をせんに貸し手がなく同じ人間と生れ

乍ら如何に辛い事であるか、個人にても公共團體にても同じ事、我が縣等も餘り自慢にはならないが貧乏縣としてはなか／＼以て有名だとのこと、自力更生だか他力本願だか判らぬが、道路の維持修繕費の支出にも事缺く故道路法第四十條を百萬の味方とし昨年三月十六日埼玉縣令第十三號として道路損傷負擔金徵收規則を制定實施した。規則たるや實に堂々たるものにして我等の等しく其の効果を期待して居りしが結果は意外や大反對、昭和九年度の負擔金さへ未だに徵收濟とならない仕末であると聞く。

如何に法のみ完備せるとは謂え、これが運用方法に違算あらば法は死すのである。立法者の趣旨と社會の狀勢とに鑑みてこれが運用をなすこそは實に當を得たと謂ふを得べく斯くしてこそ、大なる効果を收める事が出来ると思ふ。又道路法第三十九條も其の通り、徵收に應ぜぬ者あらば縣の體面上法の手前斷呼國稅徵收法に依りてこれを處分すべきである。

法の運用は難中の難だ。宜敷法の運用に當る者は机上の

空論にのみとらはれず、實際に處して不動たる時勢に適した運用方法を採用されん事を望む。

昭和九年改正になりし選舉法も其の通り、如何に選舉肅正とは申せ路上に倒れて交通妨害となりし候補者の看板を善意を以て立て直して何が悪い、候補者を批判したとて何が違反だ民法第九十條が定めし位の事であると思ふ。選舉肅正は理論より道德觀念であると斷言する。道德的良心に立脚してこそ眞の肅正が出来るのである。選舉取締の任に當る警官が肅正の趣旨もわきまへず立法者の趣旨も研究せず所謂法の濫用をして居る事實を見る時甚だ以て寒心に耐えない次第である。

法を運用する者宜敷再考あつて然るべき重大問題があると思ふ。

受益者、損傷負擔金徵收規程の効果擧らぬのも其の原因の大半は法の運用悪しきにある、當事者一意研究されん事を望む。

三、道路工夫表彰規程

多年識者間の問題となつておりし道路工夫表彰規程も難産に難産を重ねし結果、昭和九年一月十二日縣訓令第一號にて實施された。

道路愛護の實も擧らず負擔金問題の効果も悪し亦豫算も無い縣に於ては道路の維持修繕の任に當る工夫の勉強方法としては、最も當を得た事にして亦我等も働くに如何程張合の出來た事か、人間はとりわけ慾の深い動物である。慾の爲にのみ一生苦しんで居る仕末である。道德的良心や宗教的觀念等は日一日薄くなり私利私慾のみを念頭に社會奉仕の精神等は何處へやら、最近とみに其の傾向大になりつゝある事は實になげかわしい次第である。

然し人間には誰しも希望あり目的有り其の希望なり目的なりの慾を果させるべく又は、それに向つて邁進さすべく何等かの條件を附する事は、あながち無駄な事ではないと思ふ。

否現代人の心に適した恰好の措置なりと信するのである道路愛護會表彰規程等を設けて、愛護の實を計るのも時宜

に適應し方法で、其の効果も必ず見るべきものがあると思ふ。又道路工夫表彰規程等も其の通り、

道路工夫表彰規程第一條に曰く、

道路工夫ニシテ業務ニ精勵シ其ノ擔當スル道路ノ維持修繕ノ狀況優良ト認ムルモノニ對シ本規程ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ之ヲ表彰ス

とある然し修路工夫設置規程第二條に曰く、

修路工夫ハ主務吏員ノ指揮監督ヲ承ケ道路橋梁測溝並木河岸堤防量水標等ノ修理保存ニ從事シ兼ネテ其ノ修理材料ノ看守ニ任セシム、但時宜ニ依リ他ノ業務ニ從事セシムルコトアルヘシ

とあり、この第二項の時宜に依り他の業務が餘りに多く、規定なる故文句は言へど修路にのみ専念從事なす能はざるを遺憾に思ふ。

顧みるに一ヶ月の中修路に従事する事の出来る日はせい／＼其の半分位である。又主務吏員中には工夫を私用に使用する者有り甚だ以て遺憾千萬である。

埼玉縣に於ける工夫一人當り相當道路延長平均約四里半にして、之が整備を期するは我等微弱な工夫一人の力にては餘りにも負擔が重く、亦地勢上の運不運も有り其の擔當

する道路の維持修繕の狀況優良と認むる者を表彰するに於ては決して公平妥當な方法と言ふ事は出来ないと思ふ。故に表彰さるゝ工夫は毎回表彰を受け地勢的に恵まれず交通繁激にして、且他の業務に従事する日餘りに多く擔當道路の修理に専念出来ない者は其の榮を得る事を得ず再考あつて然るべき問題であると思ふ。

又同規程第二條に依り表彰式は毎年六月十二月の二回あり、毎回表彰さるゝ者には歓迎さるゝ然し折角の藥も量も過ぐれば毒となる如く、これにマヒする恐れ有り當局者の再調を煩したい次第である。

次に同第七條に依れば審査の結果成績優良なる者には左の賞金及賞状を授與すとあり。

- | | | | | | |
|----|-----|----|----|----|----|
| 一等 | 十五圓 | 二等 | 十圓 | 三等 | 七圓 |
| 四等 | 五圓 | 五等 | 三圓 | | |

となつて居り何はともあれ我々には非常に喜ばしき恩點であると同時に、これを目指して一意専心働く故道路は非常に良好となり自他共に喜ばしい次第である。

四、道路工夫の使命と覺悟

道路が如何に改良せられても、亦其の管理如何に當を得てをると謂へ机上の空論のみにては道路が決して良くなりず、直接道路の維持修繕の任に當る道路工夫の手腕力量に依り左右さるゝ事は事實である。故に各府縣市町村共莫大なる費用を以て道路工夫を常置して路面の修理に意を致す所以である。

然し乍ら若し其の修路の方法が當を得ないならば所期の目的も努力も達成する事が至難である故に、我等の任務や實に重しである。

各府縣共鋭意道路の改良に力を致し、一般公衆交通の便を圖りつゝあるも、然し財經上極めて容易な業に非ず其の直接の効果たるや實に遅々として、未だ未だ一般公衆の満足する點に達せざる状態である。故に我等道路工夫一同は

修路を天職と心得て専心これに當り、不平不満私利私慾を遠く離れ社會奉仕を念願にこれに従事すべきである。

我等は物質的には非常に澤山な恩點を有す大正七年六月四日被服給與規程が設けられてよりは、被服一切の給與を受け又仕事に用ふる機械器具も貸與され裸體空手にて道路工夫となり、又仕事も出来る故有難い極みである。

給料は謂ふに及ばず表彰規程も設立され亦勞務員共濟組合も設けられて、我等が多額の補助の本に共濟さるゝ事は無上の光榮である。

安月給の主務吏員等よりは我等は精神的にも物質的にも尠からず意が強い。

この恵まれたる我等こそは生命を賭して一意働かねばならないのである。今は知らず昔は主務吏員の巡視無き日は働くが如く見せかけて私用に目を送り、又吏員の眼をかすめては仕事をなさず徒らに送光せし者ありと聞く、斯の如き者若し今の世にも有りませば我等の面を汚す不届者にして大なる制裁を加へて可なりである。我等がお互に斯の如

き行爲に出でざるよう亦これを諫止する様心掛けねばならないのである。恵まれたる我々は唯道路を無二の親友と心得我が子と思へ、これを大切に取扱ひ専心誠意維持修理に當り通行者に利便も與へ縣を助ければ事足れり目的達せりである。

然し如何に道路工夫とは謂ひ測量にも鋪装にも工事にも従事せねばならぬ、故銳意之が研究をなし主務吏員を助くるに萬遺憾なきを期するは當然常に陰日向無く、よく働き表彰規程等を眼中に置かず給料の爲にのみ働くのではなく社會奉仕の爲に働く覺悟のもとに業務に精勵し、若し私用其の他の事故にて業務に従事する能はざる時は自分に代るべき者を出して自分の代理をさせ又水防の如き時は身を投げ打つて働く覺悟が必要である。

鳩に三枝の禮有りと聞く、ましてや恵まれたる我々は道路改良會發行に係る修路工夫必携を師匠と仰ぎ座右の友となし、これを研究實地に應用し模範的道路を現出し恩澤に報ゆる大なる覺悟が必要である。以上